

助成金の改正について

(平成30年4月1日施行)

1 障害者相談窓口担当者の配置助成金が新設されました

雇用する障害者に対する合理的配慮の取組みを推進するため、事業主が、従前からある相談体制に加えて(※)、新たに障害者の雇用管理の経験を有する担当者を配置すること、外部の障害者雇用専門機関に相談業務を委託することなどにより、その機能を拡充する場合に、助成金を支給します。

対象となる障害者	対象となる措置	支給額	支給回数
身体障害者 知的障害者 精神障害者	新たに 障害者相談窓口担当者を 「増配置」	①専従の場合 (2名まで) 1名につき月額8万円 (最大6か月) ②兼任の場合 (5名まで) 1名につき月額1万円 (中小企業:最大12か月、その他:最大6か月)	1回
	障害者相談窓口担当者が 研修を受講	研修等の受講費の3分の2 (最大20万円) 1名につき時間額700円 (上限月10時間かつ10名まで)	
	相談業務等を 専門機関に委託	委嘱経費として支払った額の3分の2 (上限月額10万円かつ最大6か月)	
認定申請書の提出期限: 対象となる措置を行おうとする日の前日まで			

※障害者雇用促進法の改正により、平成28年4月より、雇用の分野で障害者に対する合理的な配慮の提供が義務化され、障害者からの相談に対応する体制の整備(相談窓口の整備)が義務付けられています。

2 手話通訳担当者の委嘱助成金に要約筆記者等も新たに 対象とし、要件を緩和しました

支給対象となる措置に、要約筆記者等の委嘱を追加し、支給対象となる障害者は、6級以上の聴覚障害者としました。

助成金を受給するためには、助成金ごとに定められた要件を満たす必要があります。
詳しい内容につきましては、所在する都道府県支部高齢・障害者業務課(東京支部、大阪支部は高齢・障害者窓口サービス課)へお問い合わせいただくか、機構ホームページでご確認ください。

<http://www.jeed.or.jp/disability/subsidy/index.html>



独立行政法人

高齢・障害・求職者雇用支援機構

Japan Organization for Employment of the Elderly, Persons with Disabilities and Job Seekers